

## 令和7年度給付奨学生(大学院)募集要項

公益財団法人岡田甲子男記念奨学財団

### 応募資格

#### 1 対象者

- (1) 長崎県内に住所を有する者の子であること。ただし、特別な理由があるものについてはこの限りではない
- (2) 当財団の奨学生であること
- (3) 令和7年4月に大学院の修士課程または博士課程もしくは専門職大学院に入学する者で修学において経済的支援を必要とする者

#### 2 奨学金給付額と期間

- (1) 給付額は次のとおり
  - 年総額 84万円 (月額 7万円)
  - 年4回 (6月・9月・12月・3月) 各期 21万円支給
- (2) 他団体の奨学金との併願・併給は可能
- (3) 給付期間は原則として最短修学期間。修士課程においては24ヶ月、博士課程においては36ヶ月以内とする

#### 3 募集期間

- (1) 募集開始 令和7年2月21日(金)
- (2) 募集締切 令和7年4月21日(月) (必着)

#### 4 応募書類について

- (1) 給付奨学金(大学院)申請書(給付第1号様式)…添付書類 1.大学院の在学証明書 2.成績証明書
- (2) 小論文(400字原稿用紙・2枚以内)  
テーマ「10年後の自分像」
- (3) 給付奨学生推薦書(給付第2号様式)
- (4) 家庭状況調査書(給付第3号様式)…添付書類 住民票謄本(原本)・所得課税証明書(原本)など  
当財団のホームページよりダウンロードして必要事項を記入すること

#### 5 選考について

- (1) 選考は5月中に選考委員会を開催し、書面による第1次選考を行う
- (2) 第1次選考結果は本人へ通知する
- (3) 第1次選考通過者に対し、第2次選考を行い、内定者の決定をする  
(Zoomを使用して面接を実施します)
- (4) 内定者へは「内定通知書」を送付する

#### 6 奨学金の給付について

- (1) 内定通知書に記されている手続きが完了し、正式決定となる。その後、届出されている本人名義の口座へ6月・9月・12月・3月に送金する
- (2) 偽計による不正受給が発覚した際には、奨学金の一部または全額の賠償を求める

#### 7 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。また、提出いただいた個人情報は、奨学生の募集、選考、採用及び当財団が奨学金給付事業を継続・遂行するために必要となる業務以外には使用しない
- (2) 当財団は個人情報の保護に関する法律および関連する法令等を遵守することを誓約します
- (3) 当財団の奨学金給付は、院終了後の進路等について制約を課すものではない